

船橋市登園届（保護者記入）

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子ども達が一日快適に生活できることが大切です。

保育園は、入所児童がよくかかる下記感染症については、「登園のめやす」を参考にされ、医師の診断にしたがい登園届の提出をお願いいたします。

なお、保育園での集団生活に適応できるように、全身状態が良好であることが基準となりますので、登園する際にはご配慮ください。

* 登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

登園届

船橋光の子保育園長あて

クラス名 _____

園児氏名 _____

病名「 _____ 」と診断され

平成 年 月 日 医療機関名「 _____ 」において

病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

平成 年 月 日 保護者氏名 _____

* 医師の診断を受けて、保護者の方が記入する登園届が必要な感染症

該当疾患に○	疾患名	登園のめやす
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと
	感染性胃腸炎 （ノロ・ロタ・アデノウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化してから
	突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より※一部「学校保健安全法施行規則」準用

平成 24 年 12 月改訂：船橋市作成